

慈恵カード 年会費のご案内

(税込)

本人会員	家族会員
11,000 円	1名無料 2人目から1名につき1,100円

※本カードの年会費は上記の通りです。個人会員規約・規定集の「割賦販売法第30条に定める情報提供書面」掲載の年会費は適用されません。

2025年12月9日改定

慈恵カード会員特約

第1条(カードの名称)

本カードは、東京慈恵会医科大学同窓会(以下「同窓会」といいます。)が三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と提携して発行するもので、カードの名称は、「慈恵カード」(以下「本カード」といいます。)とします。

第2条(入会方法・会員資格)

- 本カードは、同窓会会員を加入対象とし、同窓会および三菱UFJニコス(以下併せて「両者」といいます。)が定める本特約ならびに三菱UFJニコスが定める個人会員規約を承認のうえ、両者に入会を申込み、両者が認めた方を会員とします。
- 会員は本特約に基づく資格(以下「慈恵カード会員資格」といいます。)と三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)を有するものとします。
- 三菱UFJニコスは、会員に対し本カードを貸与します。

第3条(特典およびサービスの利用)

会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。なお、これらの提供に関して会員と三菱UFJニコスとの間に生じる紛議に対し、同窓会は一切の責任を負いません。

第4条(会員資格の喪失)

- 同窓会は、会員が慈恵カード会員資格を有する者として不適格であると判断した場合は、何らの催告を要せず慈恵カード会員資格を喪失させることができるものとします。なお、本人会員が慈恵カード会員資格を喪失した場合は、その家族会員も慈恵カード会員資格を喪失するものとします。
- 前項により会員が慈恵カード会員資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を喪失させることができるものとします。

- 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合は、慈恵カード会員資格も喪失させができるものとします。
- 会員が慈恵カード会員資格を喪失した場合でも、同窓会会員資格を喪失するものではありません。
- 両者が本カードの返還を求めた場合、会員は返還を求められた本カードすべてを、直ちに三菱UFJニコスへ返還するものとします。

第5条(個人情報の提供・利用に関する同意)

本条は、個人情報の取扱いに関する同意条項(以下「同意条項」といいます。)の特約として定めるものであり、会員または申込者は、両者が、以下の個人情報を以下の目的で相互に提供し、利用することを承認します。なお、両者は個人情報の提供、利用にあたっては、個人情報保護のため適切な措置を講じるものとします。

- 三菱UFJニコスが同窓会に提供する個人情報と同窓会における利用目的

(1)提供する情報

- 入会申込書および入会後に提出した届出書等に記載された、あるいは申告いただいた事項

(2)利用目的

- 申込者の同窓会在籍確認

- 同窓会が三菱UFJニコスに提供する個人情報と三菱UFJニコスにおける利用目的

(1)提供する情報

- 会員が同窓会へ届け出た属性(住所・氏名・電話番号・勤務先等)の変更情報

- 慈恵カード会員資格喪失の事実

- 同窓会会員番号

(2)利用目的

- 会員管理

第6条(適用)

本特約は、本カードの会員に対し個人会員規約または同意条項の特約として定めるものであり、本特約に定めのない事項については、個人会員規約または同意条項が適用されるものとし、本特約と個人会員規約または同意条項の間で抵触がある場合には、本特約が優先されるものとします。